

令和2年度 神奈川県 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 補足研修  
 (相談支援従事者初任者研修 講義部分)

① 補足研修効果測定

【設問シート】

課題①	以下の設問をよく読み、別紙「補足研修効果測定シート【回答シート】」に○または×で回答を記載してください。
-----	--

問1	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、略称：サビ児管）になるためには定められた実務経験年数を要件とし、「サビ児管研修 補足研修」に加え、「サビ児管研修 基礎研修」を受講し、基礎研修修了後、2年間の現場でのOJTの中でサビ児管業務の一部を体験的に学び、OJT期間終了後に「サビ児管研修 実践研修」を受ける必要がある。
問2	本研修は「相談支援専門員研修初任者研修の講義部分」と同じ内容であるが、サビ児管にとっても重要な基礎部分であるためサビ児管研修の導入部分に位置づけられている。 将来的に相談支援従事者初任者研修を受講する場合は、あらためて初任者研修のすべてのカリキュラムを受講する必要がある。
問3	本研修（補足研修）を受講した後も、さらに現場実践で支援の質を高めていくためには継続的な学び（研鑽）が大切である。この学びとは実践現場等で得られる職務上の経験などの他、教育的活動や自己省察などによって磨かれる学びであり、専門職としての成長の過程で行われる営み全体から学ぶものであり、その学びを通じてつける力のことを実践知と呼ぶ。
問4	障害者権利条約の第1条には障害の定義に関して「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」と記載されており、障壁となる環境との相互作用を強調していて、「社会モデル」の考えを強く意識されている。これは国内法では、障害者虐待防止法と深く関連付くものであり、サビ児管の業務における基本的な理解として重要である。
問5	障害者に対するケアマネジメント実践に一貫している考えとして重要なのは①個別性を重視した援助、②サービス利用者のニーズが中心になる考え（利用者中心）、③生活者として障害者をとらえる考え（「QOL：生活の質」の重視）、④利用者自身が問題解決能力をつけていく考え（エンパワメント）、⑤意思決定を中心に据えた自立の考え、⑥利用者の権利擁護（アドボカシー）の6点である。
問6	私たちは、「性別」「性的指向」「職業」「人種」「国籍」「障害の有無」など様々な属性を使って人々を分類する（ラベリング）。一人ひとりには個性を持っているのに一部の属性の人全体を一くくりにした典型的なイメージ（ステレオタイプ）を持ちやすく、さらには一部の属性に対しては偏ったネガティブな価値観（偏見）を持ち、その人たちを社会から排除しようとしたり差別的に扱ったりすることさえある。スティグマとは、権力のもとで一部の属性に対してこうしたラベリング、ステレオタイプ、偏見、差別が起きる現象であり、それらすべては人の心の中にあるものである。

問7	<p>一般的に「自立」の反対語は「依存」とみなされがちであるが、人間の思考、決定、行動は、膨大な人や物や情報に頼ってようやく成し遂げられるものであり、他の動物と比較し、自分一人で思考、決定、行動する力の弱い存在である。仮に、社会資源に依存しないことを自立とするならば、自立している人など一人もいないということとなる。つまり、「自立」と「依存」は反対度ではないのである。自立とは社会資源に依存しないことではなく、依存できる身近な社会資源をたくさん持つことである。</p>
問8	<p>ソーシャルワークとは、対人援助を通して環境へアプローチし、社会変革と社会開発、社会的結束、人々のエンパワメントと解放などの促進するなどの社会への働きかけにより、サービス利用者の社会生活を充実させていく社会福祉援助技術である。</p>
問9	<p>ソーシャルワークの介入領域は個人・家族などのミクロ領域、集団・組織・地域などのメゾ領域、社会・制度などのマクロ領域にわたるが、サビ児管は利用者の個別性を最重要視することからミクロ領域を重視し、マクロ領域については関与しない。</p>
問10	<p>障害者が地域で支援を受け生活する場合、地域にはサービスが散在しているため、サービスを利用しにくい状況にある。また、障害者のエンパワメントを高めるために福祉・保健・医療・教育・就労等のさまざまなサービスが必要となる。障害者の自己決定・自己選択を尊重し、生活ニーズに基づいたケア計画にそって複数のサービスを一体的・総合的に提供することができる障害者ケアマネジメントの援助方法は障害者の地域生活を支援するために不可欠である。</p>
問11	<p>サービス利用者が直面する課題に対し、サビ児管が判断して先回りするのではなく、利用者自身が課題解決の主体として積極的に取り組めるよう寄り添う形の支援が大切となる。その際、社会資源の実情や制限に利用者を合わせる方向性ではなく、利用者の主訴から出発し、主訴の背景を探り、本人や環境の強み（ストレングス）などさまざまな可能性に目を向け、ニーズを整理し、サービス利用者本人の想いの実現を目指すアプローチが大切である。</p>
問12	<p>記録は支援過程の点検や振り返り、利用者や関係機関との情報共有、支援方針の決定の根拠、支援経過の証明などさまざまな意義があり重要なものではあるが、近年の福祉人材確保難の状況下で業務を効率化させるために監査などで指摘されない限りは記録をつけたり保管する必要は特にない。</p>
問13	<p>アセスメントは事前の資料などによる情報のみならず、サービス利用者との面接や直接的な関りの中で情報を収集し、整理してとらえていくことが大切である。本人の生活全般に関する情報収集だけに終始するのではなく、本人の望む暮らしの実現や課題解決に向けて、得られた情報から本人を理解し、ニーズを整理し、プランニングに反映していくことが目的となる。アセスメント情報は日々の支援の中で更新され、深化させていくことが必要である。</p>
問14	<p>「多職種連携」とは障害児者支援のために、さまざまな専門職や地域の関係者が連絡を取り合い、協力し合うことであり、ケアマネジメントのプロセスにおいて多様な職種や地域の関係者とのつながり・協働が不可欠である。多職種連携の中には障害福祉サービスだけでなく医療・労働・教育など他領域の専門職や近隣商店や地域の自治会、理解のある隣人等インフォーマルサービスまで含まれ、幅広い支援者によるチームアプローチが望まれる。</p>

<p>問15</p>	<p>相談支援専門員による障害者ケアマネジメントにより、サービス利用者本人の想いや願いに基づき作成されたサービス等利用計画が地域生活支援の総合的な計画であることに對し、サビ児管が事業所において作成する個別支援計画は本人の想いや願いを実現につなげる事業所ごとの具体的な計画といえる。 個別支援計画の作成に当たっては、サービス等利用計画にある「総合的な援助の方針」を本人の望む暮らしの実現に向けた一貫した方針として共有する必要があり、サビ児管と相談支援専門員の連携は必須である。</p>
<p>問16</p>	<p>障害児者支援において、家族支援の視点は本人支援を進めるうえで欠かせない大切な視点である。特に児童期においては家族の思いが主訴の中心になりやすい。親とサービス提供事業所が良好な関係を築き、苦情につながらないようにするためにも、本人の思いよりも常に親の意向に耳を傾け、家族が希望していることを優先するべきである。</p>
<p>問17</p>	<p>個別の支援においては、公的な障害福祉サービス等の資源だけではなく、近隣に住んでいる人の協力や、公民館などで行われているサークル活動、民間の習い事教室、安全でリラックスできそうな散歩コース、継続的に本人の話し相手がいる場など、生活の質の向上のために有効な提案をしていくことが重要な視点であり、そのようなインフォーマルサービスの活用をしていくためにも地域や環境のことをよく知り、環境の持つストレングスを見つける視点が欠かせない。</p>
<p>問18</p>	<p>個別の支援における社会資源の不足や限界などは、個人の課題に留まらない地域課題として捉えられる場合がある。障害福祉分野において地域課題を共有し、社会資源開発を検討していく場として「自立支援協議会」がある。自立支援協議会は「地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図る」ことを目的としている。</p>
<p>問19</p>	<p>障害者虐待防止法では、「1 養護者による虐待、2 障害者福祉施設従事者等による虐待、3 利用者による虐待」の3つを障害者虐待と定め、①身体的虐待②放棄・放置③心理的虐待④性的虐待⑤経済的虐待 の5類型に整理している。障害者虐待が疑われる場面を発見した者は、それが本当に虐待かどうかに関わらず、「虐待を受けたと思われる障害者」を発見した段階で速やかに市町村が設置する「障害者虐待防止センター」に通報することが義務付けられている。</p>
<p>問20</p>	<p>サービス利用者の総合的な支援計画であるサービス等利用計画を相談支援専門員が作成するように、事業所における個別支援計画も作成業務を担当する者を配置することとされている。それが、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者である。個別支援計画の作成業務は障害者ケアマネジメントの理念や方法に立脚したものであることから、相談支援専門員（初任者）とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成においては、一部共通の内容で行われており、それが神奈川県では「補足研修」の名称で行われる本研修である。</p>